

広島県告示第九百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年九月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市安佐北区可部町大字桐原、同市安佐北区可部町大字下町屋及び同市安佐北区三入南一丁目地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	区域の表示及び法
桐原（四六七）	急傾斜地の崩壊	桐原（四六七）	区域の表示及び法
桐原川支川二一（六三〇）	土石流		区域の表示及び法
桐原川支川七（五三四六）	土石流		区域の表示及び法
根谷川支川九〇（五九三）	土石流	根谷川支川九〇（五九三）	区域の表示及び法
根谷川支川（一一五〇）	土石流	根谷川支川（一一五〇）	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。